

審 査 基 準

平成 年 月 日作成

法 令 名：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
根 拠 条 項：第67条第2項
処 分 の 概 要：特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認
原権者（委任先）：都道府県知事
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 1 当該手続において吸収合併契約の承認は総理事の4分の3以上に当たる多数をもって決議を行わなければならないものとされていること。 2 当該手続において公正性及び透明性が確保されていること。
標 準 処 理 期 間：1月以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考： ・ 目的とする事業が複数の都道府県の区域にまたがる警察関係特例民法法人に係る申請については、警察庁において事務を取り扱う。